



【毎月開催】 健康相談のお知らせ(予約制)

健康全般、歯科口腔に関することに保健師・管理栄養士・歯科衛生士がアドバイスします。
(1回の相談時間：30分～45分)

予約受付▼



日にち	時間	定員
10月13日(火)	①午前9時30分～ ②午前10時30分～	各4人
※10月14日(水)	①午前9時30分～ ②午前10時30分～ ③午後1時30分～ ④午後2時30分～	各3人
11月17日(火)	①午前9時30分～ ②午前10時30分～	各4人

※歯科衛生士への相談はありません。

風しん予防接種費用の助成について



風しんは感染力が強い感染症で、妊娠中の方が風しんに感染すると、生まれてくるお子さんが先天性風しん症候群(眼、耳、心臓に障がいが出る事)になる可能性があることから、町では風しんの拡大を防ぐために、ワクチンの接種費用を助成しています。

- 助成額 上限1万円
- 申請期限 接種日から1年以内
- 対象 接種日において、利府町に住民票を有している方で、次のいずれかに該当する方
 - ① 風しん抗体価が低く、妊娠を希望または予定している19歳から49歳までの女性
 - ② 風しんの抗体価が低いことが判明している妊娠中の女性と同居している風しんの抗体価が低い方
 - ③ ①の方と同居している風しんの抗体価が低い方

●ワクチンの種類

風しんワクチンまたは麻しん風しん混合(MR)ワクチン

●申請手続に必要なもの

- ・利府町予防接種費用助成金支給申請書
- ・風しん抗体検査結果を証明できる書類(②、③の場合は2人分の証明)
- ・予防接種の領収書(風しんワクチンを接種したことが分かる明細書なども含む接種日、接種医療機関、ワクチンの種類、支払金額、氏名の記載があるもの)
- ・振込先の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が分かるもの)
- ・【②の方】母子健康手帳
- ・【②、③の方】妊娠中の方(または妊娠を希望している方)と同居している方の2人分の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証等)の写し

詳しくは
町ホームページを
ご覧ください▶



高齢者インフルエンザワクチン接種・新型コロナウイルスワクチン接種について

	高齢者インフルエンザワクチン接種	新型コロナウイルスワクチン接種
対象	①令和9年1月31日まで65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害のある方(身体障害者手帳1級相当)	
接種回数	各1回	
接種期間	令和8年9月中旬～令和9年1月31日(日)	10月1日(木)～令和9年3月31日(水)
個人負担	2,000円	予診票同封のチラシまたは町ホームページをご確認ください

※生活保護受給者の方の個人負担は無料です。

※②の対象者の方は、健康総務係宛にお問い合わせください。

詳しくは町ホームページを
ご覧ください▶



【予診票について】

- 令和9年1月31日までに65歳以上になる方全員に、高齢者インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルスワクチン接種の予診票2種類を1つの封筒にまとめて郵送します。(令和8年9月16日発送予定)
 - 令和9年2月1日から同年3月31日までに65歳以上になる方には、新型コロナウイルスワクチン接種の予診票のみを郵送します。(発送時期1月下旬頃)
- ※予診票には、10月1日からの実施の記載になっておりますが、お手元に届いた時点から接種可能です。

インフルエンザ

コロナウイルス

問 健康推進課 健康総務係 ☎356-1334

【高齢者の総合相談窓口(介護、福祉、高齢者虐待、成年後見制度等)】 受付時間：平日 午前9時～午後5時
北部地域包括支援センター(担当地区：しらかし台、花園、青山、青葉台、皆の丘) ☎767-7677
中央地域包括支援センター(担当地区：上記以外) ☎353-7322

「第2次はつらつ健康利府プラン」の健康に関する8つの分野別の取組み

「身体活動・運動の推進」～基本目標1「日ごろから意識的に身体を動かしましょう」～
～基本目標2「自分に合った運動習慣を持ちましょう」～



歩こうと
15分!



★1日あと15分(=1,500歩)楽しく歩いてみませんか？

身体活動・運動の量が多い人は、少ない人と比べて循環器病、2型糖尿病、がん、ロコモティブシンドローム、うつ病、認知症等の発症および罹患リスクが低いことが報告されています。

国が推奨する1日の目標歩数

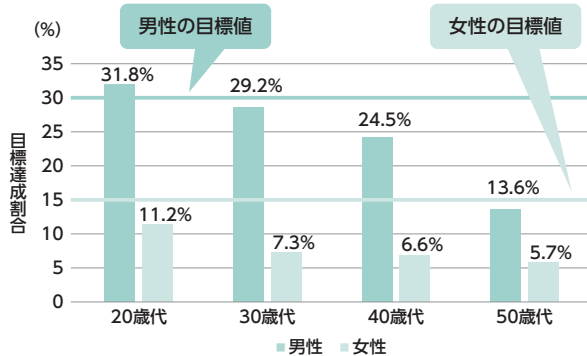
	男性	女性
20～64歳	8,000歩	
65歳以上	6,000歩	

町が令和4年度に実施した「健康と食に関する町民意識調査」の結果では、男性は30～50歳代と70歳以上、女性は全ての年代で目標歩数に達していないことが分かりました。

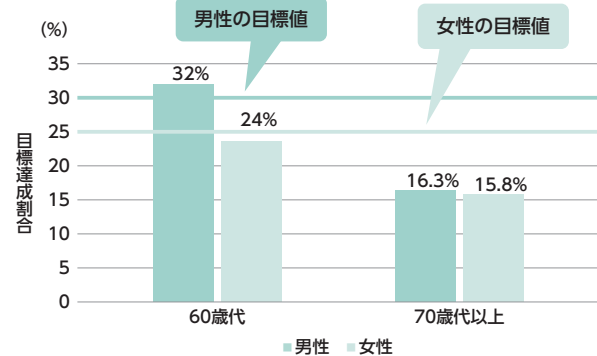
第2次はつらつ健康利府プランの目標値

目標項目			令和4年度 ベースライン値	令和14年度 目標値
20～50歳代	男性	1日8,000歩以上	22.8%	30%以上
	女性	1日8,000歩以上	6.8%	15%以上
60歳以上	男性	1日6,000歩以上	23.9%	30%以上
	女性	1日6,000歩以上	19.4%	25%以上

20～50歳代における目標歩数1日8,000歩を超えている人の割合



60歳代以上における目標歩数1日6,000歩を超えている人の割合



※令和4年度「健康と食に関する町民意識調査」より

～『歩く』とこんなに良いコト♪～

- ◆肥満の解消
- ◆高血圧・糖尿病・脂質異常症の改善
- ◆心肺機能の強化
- ◆骨の強化
- ◆リラクセス効果



◀利府町のウォーキングマップなどを閲覧できます。



◀宮城県内の各市町村のウォーキングマップや運動とメタボに関する動画を閲覧できます。

健康のためにも目標歩数達成を目指して、まずは1日あと15分、1,500歩多く歩いてみませんか。

問 健康推進課 健康総務係 ☎356-1334

利府町はいかい高齢者等SOSネットワークシステム登録について

町では高齢者等が認知症等による、はいかいで行方不明になった際に協力関係機関等に連絡し、業務に支障のない範囲での捜索活動へ協力いただき、早期発見・保護につなげるSOSネットワークシステムを構築しています。

● 対 象 次のいずれかに該当する方(要登録)

- ・町に住所を有する65歳以上の高齢者で、認知症等により、はいかいをしたことがある方または、はいかひの可能性のある方
- ・町の介護保険法に基づく要支援・要介護認定を受けている方で、はいかいをしたことがある方または、はいかひの可能性のある方(40歳以上で若年性認知症の方も含む)

問 地域福祉課 介護福祉係 ☎767-2198

高齢者元気アップポイント事業

町では、「生きがいづくり」「健康寿命の延伸」「いきいきとした地域社会」を目指して、高齢者元気アップ事業を実施しています。対象の健康づくり活動等を行い、専用のポイントカードに記録して、「1,000ポイント」達成された方に、素敵な記念品をお渡ししています。

専用のポイントカードおよび事業チラシは、介護保険料納付通知書に同封して6月中旬に送付しています。



●事業の対象となる方

65歳以上の町民*（※昭和36年5月31日以前に生まれた利府町介護保険被保険者）

●対象の活動

★町のイベントや町内で開催される企業等が主催するイベント【各100ポイント】

★町や地域包括支援センターが主催の介護予防・介護に関する講座、講演会等の参加【1種類ごとに100ポイント】

※同じものに複数参加しても100ポイントまで

★地域活動（町内会の居場所づくり活動、清掃活動など）【上限200ポイント】

★自主的な健康づくり活動（ラジオ体操・ストレッチ・習い事のスポーツ）【上限200ポイント】

※6月1日（月）～12月25日（金）までの期間、継続して3か月以上行ったもの

●応募方法

ポイントが1,000ポイント貯まったら、ポイントカードに必要事項を記入し、介護福祉係に提出してください。後日、記念品の引換券を送付しますので、指定場所で引き換えをお願いします。

●注意事項

（1）貯めたポイントの申請期限（ポイントカードの有効期限）は**令和8年12月25日（金）**です。

（2）ポイントは翌年度に繰り越すことはできません。

（3）ポイントカード提出時に内容を確認させていただきます。**虚偽の場合はポイントが無効になります。**

問 地域福祉課 介護福祉係 ☎767-2198

高齢者の補聴器購入費の一部を助成します

聴力機能の低下により日常生活に不便を感じている高齢者を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。

●対象 以下の全てを満たす方

①町内にお住まいの65歳以上の方

②身体障害者手帳（聴覚）をお持ちでない方

③両耳の聴力が40dB以上で医師の意見書を提出できる方

④町税の滞納がない方

●助成額 上限3万円（1人1回限り）

●助成の対象経費

医療機器認定の補聴器本体の購入費

※補聴器本体以外（診察料、検査料、付属品等）は対象外です。

※認定補聴器技能者が在籍する事業者から対面販売での購入に限ります。

●申請方法 健康推進課（保健福祉センター）にお申し込みください。

（補聴器購入前に申請が必要となります。）



詳しくは
こちらから▶



問 健康推進課 長生き支援係 ☎356-1334

高齢者を虐待から守るために

高齢者虐待はどの家庭でも起こる可能性のある身近な問題です。高齢者に関わる身近な人が、虐待を疑わせるサインを見逃さず、「もしかして虐待かも？」と感じたら、ためらわずに、長生き支援係または地域包括支援センターへご相談ください。相談者の秘密は守られます。

また、高齢者等の介護によるご家族の負担は抱え込まず、各地域包括支援センターにご相談ください。

問 健康推進課 長生き支援係

北部地域包括支援センター（担当地区：しらかし台、花園、青山、青葉台、皆の丘）

中央地域包括支援センター（担当地区：上記以外）

☎356-1334

☎767-7677

☎353-7322